

外国人技能実習生 受入れのご案内



協同組合 大東商工経営センター

組 合 概 要

名 称	協同組合 大東商工経営センター
理事長	井上 貴史
創 業	1972年4月1日
所在地	〒574-0026 大阪府大東市住道2丁目2番403号
TEL / FAX	072-871-4646 / 072-871-4665

組 合 の 主 な 事 業

- ・ 会計・青色申告会・法人部会
- ・ 労務管理・給与計算・労働保険事務組合
- ・ 事務用品共同購入
- ・ 大阪府火災共済協同組合代理所・生命保険・損害保険代理店
- ・ 外国人技能実習生に係る職業紹介
- ・ 公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士事務所 併設

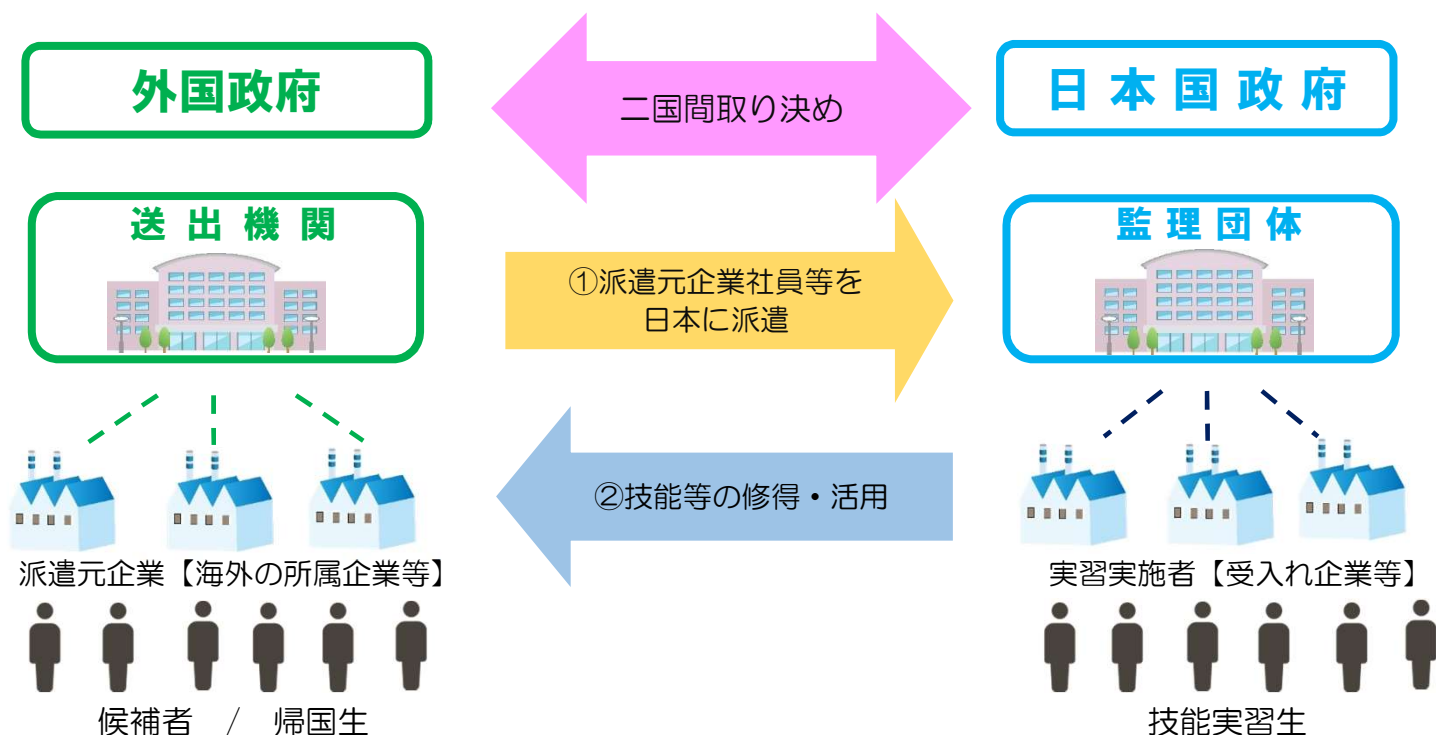
1. 外国人技能実習制度の主旨

外国の方（外国人実習生）が来日し、日本の企業で技術、技能を身につけ、母国の経済発展と産業振興の担い手となる人材を育成する目的として創設された国際協力・国際貢献事業のための制度です。

2. 技能実習生受け入れの方式

技能実習生は入国後に、日本語教育や技能実習生の法的保護に必要な知識等についての講習を受けた後、日本の企業等（実習実施者）との雇用関係の下で、実践的な技能等の修得を図ります。

事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式です。



3. 技能実習生の入国から帰国までの流れ

技能実習法に基づく新制度における技能実習生の入国から帰国までの主な流れは下図のとおりとなります。



※外国人技能実習制度には以下の労働関係法令が適用されます。

労働法令	
☆労働基準法	☆労働安全衛生法
☆最低賃金法	☆職業安定法

労働保険・社会保険関係	
☆厚生年金保険法	☆労働者災害補償保険法
☆雇用保険法	☆健康保険法

4. 技能実習制度移行対象職種・作業一覧 (令和元年5月28日時点 80職種144作業)

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業●	果樹
	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖
養殖業●	

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
建築板金	ロータリー式さく井工事
	ダクト板金作業
	内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉△	築炉

4 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業●	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業●	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転 ●△	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
	準備工程
織布運転●△	製織工程
	仕上工程
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業

5 繊維・衣服関係(続き)

職種名	作業名
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ縫製
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他(14職種26作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング△	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ

○ 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃 △

(注1) ●の職種:「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

(注2) △の職種・作業は2号まで実習可能

5. 技能実習生を受入れできる企業

- 外国人実習制度の対象職種であること。（前頁参照）
- 企業としての業務実態があり、決算処理が行われていること。
- 技能実習生の宿泊施設（賃貸可）を確保できること。
- 労働安全衛生法に定める安全衛生上必要な措置又はそれに準じた措置を講じていること。
- 技能実習指導員、生活指導員を配置すること。
（技能実習指導員は常勤職員で修得しようとする技術・技能・知識の5年以上の経験者）

6. 実習実施者・実習内容に関する要件

技能実習制度本体（主な要件）

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したもののの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するもののの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を一名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

＜技能実習制度本体の要件に加えて介護職種の受け入れは以下の要件を満たす必要がある＞

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者（※看護師等）であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること。 《次頁対象施設表参照》
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。

（※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。

- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。

7. 対象施設（介護技能実習）

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】

（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児（者）通園事業
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
保育所等訪問支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
障害者デイサービス事業（平成18年9月までの事業）
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護（ケアホーム）
共同生活援助（グループホーム）
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設（知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場）
身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場）
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援
生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場）
在宅重度障害者通所援護事業（日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る）
知的障害者通所援護事業（全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
外出介護（平成18年9月までの事業）
移動支援事業

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護（指定療養通所介護を含む）
指定地域密着型通所介護
指定介護予防通所介護
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
軽費老人ホーム※1
ケアハウス※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定複合型サービス※2
指定訪問入浴介護
指定介護予防訪問入浴介護
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設
その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る）
病院又は診療所
病院
診療所

※1 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）を行う施設を対象とする。

※2 訪問系サービスに従事することは除く。

※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

8. 介護技能実習で認められる業務内容と人数枠

< 業 務 内 容 >

下記必須業務を全業務時間の2分の1以上実施することが必要となります。

また、周辺業務は、3分の1以下程度としなければいけません。

一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務が移転対象となります。

区 分	内 容	実習計画に含まれる割合
① 必須業務	技能実習生が技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務 ☆身体介護 (入浴、食事、排泄、体位変換、移乗・移動等の介助等)	業務に従事させる時間全体の 2分の1以上 であること
② 関連業務	必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であって、修得等をさせようとする技能等の向上に直接または間接に寄与する業務 ☆身体介護以外の支援（掃除、選択、調理等） ☆間接業務（記録、申し送り等）	業務に従事させる時間全体の 2分の1以下 であること
③ 周辺業務	必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（関連業務に掲げるものを除く） ☆その他（掲示物の管理 等）	業務に従事させる時間全体の 3分の1以下 であること
④ 安全衛生に係る業務	関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務 ☆緊急時・事故発見時の対応等	①から③までに掲げる業務について、それぞれ、従事させる時間のうち 10分の1以上 充てること

< 人 数 枠 >

事業所単位で介護等を主たる業務として行う常勤職員の総数に応じて受け入れることができます。

※ 常勤とは、実習実施者に継続的に雇用されている職員（正社員、または正社員同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者）です。

事業所の 常勤介護職員 の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の4	常勤介護職員の 20分の2	常勤介護職員の 10分の2	常勤介護職員の 5分の4

【介護職種に係る受け入れ人数枠の算定基準】

〈介護施設〉 人数枠の算定基準となる介護職員…介護等を主たる業務として行う常勤職員を指し、介護施設の事務職員や就労支援を行う職員、看護業務を行う看護師等は算定基準に含まない。

〈医療機関〉 看護師や准看護師の指導の元に療養生活上の世話（食事・清潔・排泄・入浴・移動等）を行う診療報酬上の看護補助者の指導を同一病棟で行っている看護師及び准看護師は、算定基準に含まれる。

9. 介護職種以外の技能実習生の人数枠

実習実施者が受け入れる技能実習生については上限数が定められています。人数枠は以下の表のとおりです。

受入企業の常勤職員数	技能実習生1号の受入人数枠
301人以上	常勤職員の5%以内
201～300人	15人以内
101～200人	10人以内
51～100人	6人以内
50人以下	5人以内
40人以下	4人以内
30人以下	3人以内

※常勤職員数30人以下の受入れ企業の場合

年度	1年目	2年目	3年目	4年目
第一期	 技能実習 1号	 技能実習 2号	 技能実習 2号	
第二期		 技能実習 1号	 技能実習 2号	 技能実習 2号
第三期			 技能実習 1号	 技能実習 2号
第四期				 技能実習 1号
受入人数	3 人	6 人	9 人	9 人

10. 受入れ企業でご用意いただく書類

- ・ パンフレット・会社案内
- ・ 就業規則
- ・ 実習・生活指導員の略歴書
- ・ 技能実習実施予定表（実務/非実務）
- ・ 技能実習生引き受け保証書
- ・ 雇用者数の確認ができるもの（雇用保険の一覧等）
- ・ 技能実習施設・宿舍の住所
- ・ 外国人常勤従業員名簿（外国人雇用者のいる場合）
- ・ 現在受け入れている研修生・実習生名簿
- ・ 登記簿謄本・決算書

MEMO